

市町村交付金(社会保障財源化分)が充てられた社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費

(歳入)

地方消費税交付金	200,000 千円
うち社会保障財源交付金	100,000 千円

(歳出)

社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費	1,727,312 千円
------------------------	--------------

【社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費】

単位:千円

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源交付金)	その他	
社会福祉費	児童福祉事業	639,969	466,391	3,300	22,580	20,298	127,400
	高齢者福祉事業	46,600	1,875	2,200	7,192	4,856	30,477
	社会福祉事業(障がい者福祉、母子福祉)	480,931	340,500	15,800	100	17,114	107,417
	小計	1,167,500	808,766	21,300	29,872	42,268	265,294
社会保険費	国民健康保険事業特別会計繰出金	112,861	54,636	0	0	8,003	50,222
	介護保険事業特別会計繰出金	156,248	19,418	0	0	18,804	118,026
	後期高齢者医療事業特別会計繰出金	176,885	39,991	0	0	18,815	118,079
	小計	445,994	114,045	0	0	45,622	286,327
保健衛生費	予防対策・健康増進事業	113,818	10,000	3,000	12,700	12,110	76,008
	小計	113,818	10,000	3,000	12,700	12,110	76,008
合計	1,727,312	932,811	24,300	42,572	100,000	627,629	

※ 平成26年4月1日より消費税が5%から8%、令和元年10月1日より8%から10%へ上げられました。

引上げ分の地方消費税収入については、「社会保障4経費」(制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費)その他社会保障施策に要する経費に充てるとされました。

※ 【地方消費税交付金】 消費税10%のうち2.2%が地方消費税(県税)でその1/2が市町村へ交付されます。

※ 【社会保障施策】

- (1)「社会福祉」 生活保護、児童福祉、母子福祉、高齢者福祉、障害者福祉などです。
- (2)「社会保険」 法令に基づき実施される保険を意味し、国民健康保険、介護保険、年金などです。
- (3)「保健衛生」 国民の健康を保つための施策で、医療に係る施策、感染症その他の疾病の予防対策、健康増進対策などです。